

[令和2年2月3日受理]

陳情第1号

件名 [地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書]

提出者

鹿屋市共栄町13番13号
鹿屋たばこ販売協同組合
理事長 久保 蘭 東一 外7名

【要 旨】

国内のたばこを取り巻く環境については、複数年にわたるたばこ税増税、改正健康増進法の段階的な施行など、喫煙規制強化の動きが拡大しており、非常に厳しい状況にあります。

県内の葉たばこ耕作の状況は、農家数196戸、面積404ha、販売高19.7億円となっており、たばこ耕作農家は自らの農業経営を託し、自信と誇りを持ってたばこ耕作に取り組んでいます。増税や規制強化等の影響によるたばこ消費量の減少という厳しい状況下においても葉たばこの品質向上や収穫安定化への取組を怠らず、より良い国産葉たばこ生産のために不断の努力を続けております。

零細かつ経済的基盤の弱いたばこ販売店は、たばこ産業の健全な発展を図り、もって地方財政収入の安定的確保及び地域社会の発展に貢献していると自負しております。一方、近年の度重なる増税や、一律・過度な規制は、私ども組合員の経営を直撃、まさに死活問題となっているところです。

飲食業、宿泊業等のサービス業においては、改正健康増進法の全面施行までの限られた間に、原則屋内禁煙の措置に伴う店舗の改装や標識の掲出等の対応が求められており、短期間に相応の負担を強いられる状況となっております。

一方、たばこは、たばこ事業法で規定された合法的嗜好品であり、税収面からも貴重な財源として一定の役割を果たしております。平成30年度の鹿児島県のたばこ税は、県税17.5億円、鹿屋市税約7.1億円（市町村税107.1億円）となっており、一般財源として大きく貢献しています。改正健康増進法の目的である「望まない受動喫煙を防止する。」という観点からも、たばこを吸う人と吸わない人が共存するためには一定の喫煙場所の整備が重要だと考えております。

分煙環境の整備は、望まない受動喫煙の防止はもとより、継続的安定税収の確保に資するものと考えます。また、公共喫煙場所を充実させることは、ポイ捨て・歩きたばこが減少し、行政・商店街等が取り組む環境美化の推進が期待されます。そして、喫煙室（場所）設置や排気設備更新が進まない飲食店等の事業者を支援することは、健康増進法遵守の徹底、無用なトラブルの減少になります。

令和2年度税制改正大綱におきまして、「望まない受動喫煙対策や今後の地方たばこ税の安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が積極的に屋外分煙施設等の整備を図るよう促すこととする。」とされております。財政物資としてのたばこは、国税・地方税の一般財源として一定の役割を果たしているところではありますが、喫煙者が望まない受動喫煙をさせないためにも、たばこ税を「分煙社会の実現」・「望まない受動喫煙防止の推進」に向けて優先的に使用する妥当性・必要性が高まっていると考えます。

以上の趣旨に基づき、下記事項を陳情します。

記

○陳情事項

- 1 地方たばこ税の一部を活用した、公共喫煙場所の増設・維持を積極的に進めることを強く陳情いたします。
- 2 地方たばこ税の一部を活用し、飲食店が取り組む屋内喫煙室設置の助成を目的とした事業に充当することを強く陳情いたします。
- 3 地方たばこ税の一部を活用し、喫煙マナー向上に関する普及啓発など、「分煙環境整備の推進」を目的とした事業に充当することを強く陳情いたします。